

令和7年10月14日

キャッシュレス決済の先行導入について

標記につきまして、下記のとおり収入証紙で納付していた手数料等をキャッシュレスで納付できるようになります。

1 利用開始日

令和7年10月14日

2 利用可能な警察署

福島北警察署（本署）

3 対象となる手数料

（1）生活安全関係手続き

ア 営業許可手数料

イ 営業認定手数料

ウ 風俗営業管理者講習手数料

エ 銃砲刀剣類許可関係手数料

オ 火薬類許可関係手数料

（2）交通関係手続き

ア 道路使用許可手数料

イ 自動車保管場所証明手数料

4 利用可能な決済手段

（1）クレジットカード

（2）電子マネー

ア 交通系電子マネー

イ 非交通系電子マネー

（3）コード決済

5 その他

利用開始後も従来どおり収入証紙による納付が可能です。



コード決済



NFC 決済



磁気決済



非接触 IC 決済



接触 IC 決済



【お問い合わせ先】

福島県警察本部会計課（出納係） 電話：024-522-2151